

国際刑事法を学ぶ



オランダ、ハーグ近郊に位置する国際刑事裁判所（通称、ICC）の建物。同じくオランダハーグにある国際司法裁判所と混同されやすい。ICCは国際法によって個人の責任追及をする場であるのに対し、国際司法裁判所は国家間紛争を国際法によって解決する裁判所である。この建物は仮のものであったため、2015年5月現在、常設の国際刑事裁判所の建物を同じくハーグに建設中で、同年中に完工予定。

国際法と個人

現実世界に生きてみると、国際法の実効性について疑問を持つ向きも少なくない。それでは、国際法が存在しない世界であるとしたら、果たして、世界はどうなっているであろう。そう考えてみると、国際法の果たす役割が小さくないことがわかる。武力行使の禁止という国連憲章第二条四項に謳われる原則は、国連の枠にとどまらず、慣習国際法として、国際社会の全ての国を拘束する。

国際法とは、国際社会の法であり、それは主に主権国家間の平和維持のために存在する。

それでは、国際法は個人に対しては、国家という抽象的実体を通じてしか影響を及ぼさないのか。

伝統的国際法においては、個人は主権国家を介在して、国際法上の権利・義務の担い手となっていた。しかし、二度の世界大戦を経験した国際社会は、人権概念を国際的なものとして認識するようになり、さらに、戦争が抽象的実体ではなく、個人によって引き起こされているということを確認するに至った。

国際刑事法の発展

私の専門とする国際刑事法の短い歴史を振り返ると、ニュルンベルク、東京裁判の後、東西冷戦のために、国際刑事裁判所の発想はあったものの、構想が軌道に乗るこ

とはなかった。状況が一変したのは、冷戦の終焉であり、国連安保理の活性化が国際刑事法の再興、特に常設国際刑事裁判所設置への動きにつながったといえる。一九九三年に安保理決議によって旧ユーゴ国際刑事法廷が設置され、翌年にはルワンダ国際刑事法廷が設置された。そして、一九九八年七月、常設の国際刑事裁判所を設立する多数国間条約がローマで採択され、二〇〇二年に発効した。

七十年代の国際法の若手研究者がこぞって国際海洋法を専門としたように、九十年代から二千年代に掛けての院生、研究者が、勢いづく国際刑事法に触発されといっても過言ではなからう。

ピノチエト事件

大学三年生の秋から冬にかけて、恩師が国連総会の第三委員会に政府代表として派遣されていた間、当時注目されていたチリの元国家元首ピノチエト氏引渡し問題について、他大の図書館へ出向くなどして手探りで調査するうち、大げさかもしれないが国際法研究の面白さを体得した。

ピノチエト氏はチリで大統領時代に行ったとされる拷問行為についてスペインの司法当局から逮捕状を出されていた。拷問による人権侵害の重大性に注目し、拷問禁止条約の締約国は、犯罪者を逃が

さないために「引き渡すかさもなければ処罰せよ」の義務を負っている。引渡し請求を審理するイギリスの裁判所では、まさに、人権の普遍性に関する議論が展開されていた。

ピノチエト事件では、元大統領には、国際法上、現役国家元首同様の特権・免除があるのか、また特権・免除と国際法上の犯罪との関係はどのようなものか、といった課題に国内裁判所が回答を出した。元国家元首が外国で逮捕、外国の国内裁判所で刑事事件で訴追される事例は少なく、現役の大臣、国家元首となれば、さらに国家の実行は乏しい。

国家元首と国際犯罪

外交官、領事については、外交関係条約や領事関係条約という多数国間条約が特権・免除を明確に規律している。しかし、国家元首や大臣に関する特権・免除を規律する一般的な多数国間条約は今まで存在していない。

果たして、現役国家元首や外務大臣を外国国家が裁くことは可能か。国際刑事裁判所が裁くことは、国際刑事裁判所設立条約上可能であるけれども、果たして国家の協力を得られるか。国際犯罪は、国家権力のような巨大な組織を背景としていることが多いので、国家元首の裁き方は重要課題である。

Hitomi Takemura

●1978年東京都生まれ。東京外国語大学卒業。一橋大学大学院法学研究科、オランダ、アイルランドでの留学、九州国際大学勤務（2008-2012）を経て現職。専門は国際法。